入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づ き公告します。

令和3年4月19日

新潟市長 中 原 八 一

1 入札に付する事項

(1)業務の名称	新潟市身体障がい者あんしん連絡システム事業
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	福祉部障がい福祉課
(4) 入札日時・場所	令和3年5月20日 午前10時00分
	新潟市役所本館 3階 対策室3
(5) 履行期間・履行場所	令和3年6月1日から令和8年3月31日まで
	各利用者宅
(6)入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7)入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当する
	ときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為を
	したと認められる場合はその入札の全部を無効と
	します。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場
	合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性
	が確保できないと判断される場合は,入札を中止す
	ることがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれ
が行われないおそれがあると	があると認められるときは、前号の規定によるほ
きの措置	か, 抽選により入札者を決定するなどの場合があり
	ます。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によ
	ります。
(11) 予定価格	事後公表します。
(12) 最低制限価格	設けません。

(13) 契約締結について議会の議決	無
を要するための仮契約	
(14) その他特記事項	数量未確定につき単価(1台/月 当たり)入札とし
	ます。
	業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場
	合は、費用、履行体制などについて調査する場合が
	あります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、
	失格とする場合があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店,支店又は営業所があり,かつ,当該本支店等が本市の競争入札 参加資格者名簿(業務委託)に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件 に該当しない者
- (5) 別紙仕様書に基づき,委託事業に対応できる者 なお,別紙仕様書の内容のとおり委託事業に対応することができるかどうかに ついては,3(1)の提出書類に基づき,審査を行う
- (6) 過去5年以内に,新潟市又は他の地方公共団体等で同種の緊急通報事業の実勢が あり,誠実に履行している者
- (7) 過去5年以内に,新潟市の同種の緊急通報事業において業務委託契約期間中に契約を解除したことがない者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合,次により申請してください。なお,入札参加申請 者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書(別記様式第2号) 2部
- イ 法人の概要が分かるもの (パンフレット等) 及び役員等の一覧表 1部
- ウ 運営規定 1部
- エ 組織図 (新潟市身体障がい者あんしん連絡システム事業実施を想定したもの) 1部
 - ・受信センターの業務実施体制・人員配置が分かるもの ※受信センターに設置(予定)の電話回線数(既設の場合は、電話番号) を記載すること
- オ 出動業務の実施体制 (再委託を含む) が分かるもの 1部

- カ 業務に用いる緊急通報装置の仕様(設置する機器・個数,機器の性能,耐用年数、停電時や機器異常時の動作,使用電話回線等)が分かるもの 1部
- キ 「2(6)」の事業実績が確認できるもの(契約書の写し等) 1部
- ク 個人情報保護マニュアル 1部
- ケ 苦情処理マニュアル 1部
- コ 事業の実施にかかるマニュアル (別紙仕様書「3業務内容」を実施するため の業務手順が分かるもの) 1部

※委託業者による出動業務(再委託を含む)において,原則30分以内に利用者宅へ到着する体制と到着後の対応方法についての説明を記載すること

(2) 提出先 新潟市 福祉部 障がい福祉課

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館 1階

電話 025-226-1237

ファクス 025-223-1500

メール shogai. wl@city. niigata. lg. jp

- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和3年5月10日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。仕様書等に対して質問がある場合(入札に必要な事項に限る)にのみ提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和3年4月27日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリ又はメールとします。
- (5) 回答日 令和3年5月7日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。

質疑書には,正確な番号及び件名を記入してください。また,返信用 ファクシミリ番号を必ず記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。

- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があっても、その端数の金額を切り捨てない)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし,落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は,落札決定 を取り消し,仮契約を締結していた場合は,本契約を締結しないものとします。

質 疑 書

	年	月	目
住所			
商号又は名称			
代表者氏名		41-	
(担当者		(押	印不要))
(ファクス)

- 1 番 号 新潟市公告第 186 号
- 2 件 名 (業務の名称) 新潟市身体障がい者あんしん連絡システム事業

質	疑	事	項

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 郵便番号 所在地 商号又は名称 代表者氏名 (押印不要) 担当者 (電話)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和3年4月19日
番号	新潟市公告第 186 号
件名 (業務の名称)	新潟市身体障がい者あんしん連絡システム事業